
用語集

【あ行】

医療救護活動拠点

区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所。

医療救護所

区が、区地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所。

医療対策拠点

都が、二次保健医療圏内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の総括・調整を行う場所として、地域防災拠点中核病院等に設置する拠点。

応急危険度判定

震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。正式には「被災建築物応急危険度判定」であるが、本計画では「応急危険度判定」と表記する。

【か行】

緊急医療救護所

区が、発災直後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所。

緊急交通路

災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

緊急地震速報

地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

緊急通行車両

災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 32 条の 2 で定める次の車両をいう。

- 1 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車
- 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの

緊急道路障害物除去路線

原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線。

緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路。

区災害医療コーディネーター

区の医療救護活動を統括・調整するため、区に対して医学的な助言を行う、区が指定する医師。

警戒区域

災害対策基本法第63条に基づき区長等が設定する区域で、災害現場での危険防止等のため関係者以外の出入りを禁止、制限し、違反すると罰則がある。

激甚災害（激甚災害制度）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

広域災害救急医療情報システム（EMIS：イーミス）

EMISは、Emergency Medical Information Systemの略で、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステムのことをいう。

航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）

SCUは、Staging Care Unitの略で、主に航空機搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための臨時医療施設として、必要に応じて被災地域及び被災地域外の航空搬送拠点に設置されるもの。

【さ行】**災害医療支援病院**

主に専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）。

災害拠点病院

主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される）。

災害拠点連携病院

主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院。

災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設。東京都は島しょを除く全都立学校及び東京武道館を「帰宅支援ステーション」として位置づけている。コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等も同じ役割を担う。

災害時給水ステーション（給水拠点）

災害時の断水に備え、都が飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所から概ね半径2 km程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーション（給水拠点）には、応急給水用資器材を配備している。

災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。

事業継続計画（BCP：ビーシーピー）

BCPは、Business Continuity Planの略で、大規模災害などが起きた場合に事業の継続、早期復旧を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のことをいう。

指定避難所

災害で住居を失った方などが一時滞在する施設で、災害対策基本法によって指定する施設を「指定避難所」という。

指定緊急避難場所

災害の危険から身の安全を確保する場所で、災害対策基本法によって災害の種類ごとに指定する施設を「指定緊急避難場所」という。

【た行】

地域災害医療連携会議

都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議。

東京DMAT（DMAT：ディーマット）

DMATは、Disaster Medical Assistance Teamの略で、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいい、本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動等を主な活動とする。

東京DMATは、大規模災害時に東京消防庁と連携し、災害現場で救命処置を行うため、都の研修・訓練を受けた医師や看護師等で編成される都の災害医療派遣チームをいう。

東京DPAT（DPAT：ディーパット）

DPATは、Disaster Psychiatric Assistance Teamの略で、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをいう。

東京都災害医療コーディネーター

都全域の医療救護活動等を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う、都が指定する医師。

東京都地域災害医療コーディネーター

各二次保健医療圏域の医療活動等を統括・調整するために都が指定する医師。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。土砂災害防止法に基づき東京都が指定する。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域のこと。土砂災害防止法に基づき東京都が指定する。

トリアージ

災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。

【は行】**避難行動要支援者**

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

福祉避難所

高齢者、障がい者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、人材等を備えた避難所をいう。

【や行】**要配慮者**

高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。

要配慮者利用施設

要配慮者が利用する施設で、高齢者施設や障がい者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

板橋区地域防災計画（令和5年度改定）

編集 板橋区危機管理部防災危機管理課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

TEL 03-3579-2159 FAX 03-3963-0150

kk-keisui@city.itabashi.tokyo.jp

令和6年3月発行

刊行物番号 R06-20